

～ 家内労働の委託をしている方へ～

家内労働「委託状況届」の提出について

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している事業主（事業所）は、家内労働法による「委託者」になりますので「委託状況届」の提出が必要です。

委託者になられた場合には遅滞なく、それ以降は**毎年4月1日現在の家内労働者数などを記入し、4月30日までに**労働基準監督署を通じて福島労働局へ届け出なければなりません。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受け、その材料を部品または原材料とする物品の製造・加工を行い、他人を使用せず本人のみ、または同居の家族だけで仕事をして工賃を得ている人をいいます。

したがって、物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

「委託状況届・家内労働者にかかる実態調査書」（福島労働局版）

「委託状況届」と併せ、「家内労働者にかかる実態調査書」の提出もお願いします。

「委託状況届・家内労働者にかかる実態調査」の提出先

監督署名・所在地	電話番号	管轄区域
福島労働基準監督署 〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1 階	024-536-4611	福島市、二本松市、伊達市、 伊達郡、相馬郡飯舘村
郡山労働基準監督署 〒963-8071 郡山市富久山町久保田愛宕 78-1 2 階	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市 田村郡、安達郡
いわき労働基準監督署 〒970-8703 いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4 階	0246-23-2255	いわき市
会津労働基準監督署 〒965-0803 会津若松市城前 2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡 耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡

<p>白河労働基準監督署 〒961-0074 白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 5 階</p>	<p>0248-24-1391</p>	<p>白河市、西白河郡、東白川郡</p>
<p>須賀川労働基準監督署 〒962-0834 須賀川市旭町 204-1</p>	<p>0248-75-3519</p>	<p>須賀川市、岩瀬郡、石川郡</p>
<p>喜多方労働基準監督署 〒966-0896 喜多方市諏訪 91</p>	<p>0241-22-4211</p>	<p>喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)</p>
<p>相馬労働基準監督署 〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘 68</p>	<p>0244-36-4175</p>	<p>相馬市、南相馬市、相馬郡新地町</p>
<p>富岡労働基準監督署 〒979-1112 双葉郡富岡町中央 2 丁目 104</p>	<p>0240-22-3003</p>	<p>双葉郡</p>